

令和6年度 市道民税 特別徴収のしおり

砂川市役所 市民部税務課市民税係

〒073-0195 砂川市西7条北2丁目1番1号

代表電話 (0125) 54-2121

直通電話 (0125) 74-4864

令和6年度 市道民税 特別徴収事務の取扱いについて

1. 市道民税の特別徴収とは

給与所得者の市道民税を納めやすくするため、その年度に課税された市道民税を6月から翌年の5月まで、12回にわたって毎月給与から差し引き、事業所（事務所）ごと一括して納めていただく方法です。

2. 特別徴収義務者とは

地方税法及び市税条例の規定によって指定された給与の支払者をいいます。5月31日までに市から「市道民税特別徴収税額通知書」が送達されますと、特別徴収の義務が発生し、給与を支払う際に毎月定められた市道民税（月割額）を給与から差し引いて、納期限（翌月10日）までに納入していただくこととなります。

3. 特別徴収税額の通知書が届きましたら

送付書類がそろっているかどうか、その内容を一度確かめてください。「特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」は直ちに職員・従業員に交付してください。なお、退職・転勤などにより交付できない税額通知書は「給与所得者異動届出書」に添えてお返しく下さい。

「特別徴収税額額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」にもとづいて差し引いてください。

4. 月割税額の①引き去り（徴収）と②納入方法

①「特別徴収税額額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」にもとづいて差し引いてください。

②給与から差し引いた月割額は「納入書」に必要な事項を記入し、次ページNo.11に記載された市の指定金融機関等に納入してください。
砂川市外に所在する特別徴収義務者は貴市（区町村）所在金融機関に納入してください

5. 納入期限は

差し引いた月の翌月10日（金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日）までに納入してください。納期限までに月割額を納入しなかった場合は、延滞金が徴収されます。

<延滞金>延滞金特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、次に掲げる延滞金の区分に応じ計算した金額に相当する延滞金が加算されます。

納期限の翌日から1か月を経過する日まで ①年7.3%の割合の延滞金 ⇒ 特例基準割合+年1%（年7.3%が限度）

納期限の翌日から1か月を経過した日以後 ②年14.6%の割合の延滞金 ⇒ 特例基準割合+年7.3%

6. 特別徴収税額の変更について

特別徴収税額を通知した後、税額に変更が生じたときは「特別徴収税額の変更通知書」を送りますので、変更通知書に記載された新しい月割額によって徴収し納入してください。

7. 退職・転勤（再就職）等の異動があったとき

納税者が退職又は転勤などにより給与の支払を受けなくなったときは、すみやかに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要な事項を記入し、提出してください。

また、従業員の方が新たに特別徴収を希望する場合は、「特別徴収に係る給与所得者新規異動届出書」に必要な事項を記入し提出してください。

8. 異動後の未徴収税額の取扱いについて

(ア) 異動後の新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、その旨を届け出てください。

(イ) 異動が6月1日から12月31日までの間に発生した場合は、本人の申出により、未徴収税額を最終に支払う給与又は退職手当等から繰り上げて一括徴収することができます。（できる限り、一括徴収へのご協力をお願いいたします）

(ウ) 異動が1月1日から4月30日までの間に発生した場合は、未徴収税額を最終に支払う給与又は退職手当等から、**必ず残額を一括徴収し納付願います。**ただし、5月31日までに支払われる給与又は退職手当等の支払額が未徴収税額以下の場合を除きます。

(エ) 一括徴収できない場合は、普通徴収（本人が直接納付する方法）に切り替えて、残額を本人に納付いただくこととなりますので、残額（未徴収税額）を異動者に必ず周知（確認）して下さるようお願いいたします。なお、異動後の住所が明らかでないため徴収ができない場合もありますので、新住所又は新勤務先等については、できる限り正確にご連絡されるようご協力ください。

9. 特別徴収税額が年度の途中で変更になった場合の納入書の記入について

特別徴収税額が変更になった場合は、納入書中段「納入金額（2）」の「給与」の欄に、変更後の合計額を書いて納入してください。

また、退職金に係る市道民税の源泉徴収税額がある場合は、納入書中段「納入金額（2）」の「退職所得分」の欄に金額を書いて納入してください。この場合、裏面に納入申告書がありますので、退職金額、市道民税額の内訳等を記入することになりますが、個人事業主の場合は個人事業主用の納入申告書がありますので、税務課市民税係までにご連絡ください。

10. 特別徴収の納期の特例について

給与の支払いを受ける従業員等が常時10人未満の場合は、年2回に分けて一括納入することができます。納期の特例を希望される場合は、「市・道民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」に必要な事項を記入し提出してください。

なお、納期の特例の承認を受けた日の属する月の前月以前の税額は、納期の特例の適用がありませんので、各月の納入期限どおりに入してください。

11. 市の公金収納取扱機関

- | | | | |
|------------|--------|-------------------|--------------|
| ・砂川市指定金融機関 | 北洋銀行 | ・北海道内の郵便局又はゆうちょ銀行 | |
| ・収納代理金融機関 | 北海道銀行 | 新砂川農業協同組合 | 空知商工信用組合砂川支店 |
| | 北門信用金庫 | 北海道労働金庫 | |

特別徴収に係る各種届出書について

●「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」

- ・納税者が転勤、退職、休職などによって給与の支払いを受けなくなったときに、提出してください。この異動届出書に基づいて、貴事業所の税額を変更します。届出が遅れますと、貴事業所の滞納額として残り、督促状が発付されたり、滞納処分を受ける場合がありますので、その事由の発生した都度、異動届出書をすみやかに提出してください。
- ・異動者にかかる未徴収分の一括徴収については、前ページNo.8を参照のうえ納入願います。
- ・勤務先の事業所で、引き続き特別徴収をする場合は、転勤先の事業所に確認して記入してください。
- ・法人（個人）番号、個人番号の欄は、給与の支払を受けなくなった者に係る届出書の提出の際に記入してください。

●「特別徴収に係る給与所得者切替届出（依頼）書」

- ・現在、普通徴収によって納税されている従業員の方を、特別徴収に切り替える場合に、提出してください。
- ・法人番号の欄は、特別徴収に切替する場合の法人のみ記入してください。個人事業主の場合は個人番号の記入は不要です。

●「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」

- ・事業所の名称等が変更された場合に、すみやかに提出してください。
- ・法人番号の欄は、法人のみ記入してください。個人事業主の場合は、個人番号の記入は不要です。

●「市・道民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」

- ・給与の支払いを受ける従業員等が常時10人未満の場合は、年2回に分けて一括納入することができます。納期の特例を希望される場合は、申請書に必要な事項を記入し提出してください。
- ・法人番号の欄は、法人のみ記入してください。個人事業主の場合は、個人番号の記入は不要です。

●「令和6年12月1日以降給与の支払いを受けなくなった（なる）者の届出書」

- ・令和6年分給与支払報告書を提出する方のうち、令和6年12月1日以降令和7年4月1日までに退職、休職又は転勤などの理由で、給与の支払がない（なくなる）方は令和7年3月31日までに提出してください。

※ 用紙が不足した場合は、添付様式をコピー、もしくは当市ホームページのトップページの申請書ダウンロードの税務課市民税係から「特別徴収のしおり」を入手して、使用してください。

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書
(転勤等により異動後も特別徴収を継続する場合の例)

年度 ① 現年度 2. 新年度 3. 両年度

砂川市長 様 令和 6年 11月 1日 提出	給与支払者 〔特別徴収義務者〕	所在地	〒000-0000 ○○市△△町1番2号			特別徴収義務者 指定番号	00900○○○××			
		フリガナ				宛名番号				
		氏名又は名称	○△×株式会社			担連 当絡 者先	所属 氏名	○○課 ××係 空知 次郎		
		個人番号 又は法人番号	13桁の法人番号を記入 (個人事業主の場合は12桁の個人番号)			電話	00-0000 内線 (00)			
		フリガナ				特別徴収義務者 指定番号				
		氏名	砂川 太郎			宛名番号				
生年月日	H2年 6月 1日			特別徴収税額 (年税額)	徴収済額	未徴収税額 (ア) - (イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	
個人番号	12桁の個人番号を記入			6月	10月	6年	1	1 退職 2 職 長 3 支払少額・不定期 4 合併・解散の 理由・理由	1 特別徴収継続	
受給者番号	12			9月	5月	10月	右から 番号を 記入	2. 一括徴収		
1月1日 現在の住所	○○市△△町3番4号			50,000 円	17,200 円	32,800 円	31日	3. 普通徴収 (本人納付)		
異動後の 住所	○○市△△町5番6号									

1. 特別徴収継続の場合

新しい 特別徴収 義務者 先	特別徴収義務者 指定番号	00900○○○××	新規	法人番号	13桁の法人番号を記入 (個人事業主の場合は12桁の個人番号)			新しい勤務先へは、月割額 32,800 円を 10 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。		
	所在地	〒000-0000 ○○市△△町3番4号			担 当 者 連 絡 先	所 属	○○課 ××係			
	フリガナ				氏 名	空知 次郎				
	氏名又は名称	○△×株式会社			電 話	00-0000 内線 (00)			受給者番号	12
								納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	1 右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年	「法人(個人)番号」、「個人番号」の個人番号の 欄は、給与の支払を受けなくなった者に係る届出書 の提出の際にそれぞれ記入してください。	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。
		2. 異動が令和 年		月 日	円	

3. 普通徴収の場合

理由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	※市町村 記入欄
		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	
		3. 死亡による退職であるため	

第十八号様式 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係)

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書
(退職等により残額を一括で特別徴収する場合の例)

年度 ① 現年度 2. 新年度 3. 両年度

砂川市長 様 令和 6年 11月 1日 提出	〔 特別 徴収 者 〕 給与支払者	所在地	〒000-0000 〇〇市△△町1番2号			特別徴収義務者 指定番号	00900〇〇〇××						
		フリガナ				宛名番号							
		氏名又は名称	〇△×株式会社			担連 当絡 者先	所属	〇〇課 ××係					
		個人番号 又は法人番号	13桁の法人番号を記入 (個人事業主の場合は12桁の個人番号)			氏名	空知 次郎						
給与 所得者	フリガナ			特別徴収税額 (年税額)	(ア) 徴収済額	(イ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法				
	氏名	砂川 太郎								6	10	1 1 退職 2 休職・長 3 死 4 支払少額・不定期 5 合併・解散 6 その他 [事由・理由]	2 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
	生年月日	H2年 6月 1日								9	5		
	個人番号	12桁の個人番号を記入											
	受給者番号	12											
	1月1日 現在の住所	〇〇市△△町3番4号											
異動後の 住所	〇〇市△△町5番6号												
		50,000	円	17,200	円	32,800	円	6年 10月 31日					

1. 特別徴収継続の場合

「法人(個人)番号」、「個人番号」の個人番号の欄は、給与の支払を受けなくなった者に係る届出書の提出の際にそれぞれ記入して

新しい 勤務先	特別徴収義務者 指定番号				法人番号				新しい勤務先へは、月割額_____円を
	所在地				担当者 連絡先	所属			
	フリガナ				氏名				
	氏名又は名称				電話				
								徴収し、納入するよう連絡済みです。	
								受給者番号 12	
								納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	
								1. 必要 2. 不要	

2. 一括徴収の場合

理由	①	1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 ① 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
			10月25日	32,800円	

3. 普通徴収の場合

理由	□	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書
(退職等により残額を給与所得者が納付書で納める場合の例)

第十八号様式 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係)

砂川市長 様		給与支払者 特別徴収者	所在地	〒000-0000 〇〇市△△町1番2号			特別徴収義務者 指定番号	00900〇〇〇××		
令和 6年11月 1日提出			フリガナ				宛名番号			
			氏名又は名称	〇△×株式会社			担連 当絡 者先	所属 氏名	〇〇課 ××係 空知 次郎	
			個人番号 又は法人番号	13桁の法人番号を記入 (個人事業主の場合は12桁の個人番号)		←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載	電話	00-0000 内線 (00)		
給 与 所 得 者	フリガナ			特別徴収税額 (年税額)	(ア) 徴収済額	(イ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	
	氏名	砂川 太郎								
	生年月日	H2年 6月 1日								
	個人番号	12桁の個人番号を記入								
	受給者番号	12								
	1月1日 現在の住所	〇〇市△△町3番4号								
異動後の 住所	〇〇市△△町5番6号									
		50,000 円	6 月から 9 月まで	17,200 円	10 月から 5 月まで	32,800 円	6 年 10 月 31 日	1 右から 番号を 記入	3 右から 番号を 記入	

1. 特別徴収継続の場合

「法人(個人)番号」、「個人番号」の個人番号の欄は、給与の支払を受けなくなった者に係る届出書の提出の際にそれぞれ記入して

新しい 特別 徴収 義務 先	特別徴収義務者 指定番号	法人番号	所在地	フリガナ	氏名又は名称	担当者 連絡 先	所属 氏名	電話	新しい勤務先へは、月割額_____円を ____月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	受給者番号	12	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要
----------------------------	-----------------	------	-----	------	--------	----------------	----------	----	--	-------	----	-----------------------	------------------	-------------

2. 一括徴収の場合

理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 ____月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円	

3. 普通徴収の場合

理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	※市町村 記入欄
		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	
		3. 死亡による退職であるため	

第18号様式記入のポイント

- 1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。
- 2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
- 3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。
- 5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。
- 6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。
- 7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。
- 8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。
- 9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。
 - (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
 - (2) 退職後令和7年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 令和7年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）
 - (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）
- 10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。
- 11 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。
- 12 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。
- 13 ※印の欄は、記載しないでください。

砂川市長様

令和6年10月XX日提出

※市町村処理欄	係	係長	課長補佐	課長

「法人番号」の欄は、特別徴収に切替する場合は法人のみ記入してください。個人事業主の場合は個人番号の記入は不要です。

特別徴収切替届出(依頼)書 (例)

給与支払者 (特別徴収義務者)	指定番号	9000000XX
	法人番号	13桁の法人番号
	フリガナ 名称	OX△株式会社
	所在地	〒000-0000 砂川市○条○丁目○番○号

担当者	所属	○○課 ××係
	フリガナ 氏名	空知 次郎
	電話	○○-XXXX 内線 ○○

新規特徴希望者	住所	〒000-0000 砂川市△条△丁目△番△号	備考	
	フリガナ 氏名	空知 太郎	※市町村記入欄	市民税 (所) (均) 道民税 (所) (均)
	生年月日	T S (H) R 2年 6月 1日		
	異動年月日	令和 6年 10月 1日		
	普徴納入済額	第 1 期から第 2 期まで 25,000円		
	開始希望月	10月分から		

砂川市長様
令和 年 月 日提出

※市町村処理欄	係	係長	課長補佐	課長

特別徴収切替届出(依頼)書

(特別徴収義務者) 給与支払者	指定番号	
	法人番号	
	フリガナ 名称	
	所在地	〒

担当者	所属	課	係
	フリガナ 氏名		
	電話	-	内線

新規特徴希望者	住所	〒	備考		
	フリガナ 氏名			※市町村記入欄	市 民 税 (所)
	生 年 月 日	T S H R 年 月 日			(均)
	異 動 年 月 日	年 月 日			道 民 税 (所)
	普 徴 納 入 済 額	第 期から第 期まで 円			(均)
	開 始 希 望 月	月 分 から			

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

変更があった場合は、すみやかに提出してください。

				特別徴収義務者 指 定 番 号	
				法 人 番 号	
令和 年 月 日 砂川市長 様	所 在 地		担 当 者	課・係	
	フリガナ 名 称			フリガナ 氏 名	
	代表者の氏名			電 話	()

事項	変更前	変更後
フリガナ		
所在地		
フリガナ		
名称		
電話番号	()	()
備考		

市・道民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書（例）

砂川市長 様 令和6年 5月31日 提出	申請者	住所又は所在地	〒073-0123 砂川市〇条〇丁目〇番〇号	特別徴収義務者 指定番号	900000××	
		フリガナ	カヅカ イヤ マバ ツツカ	法人番号	13桁の法人番号	
		氏名又は名称	株式会社 ○×△	担当者	所属	総務課
				フリガナ 氏名 電話	法人番号の欄は、法人のみ記入してください。個人事業主の場合は、個人番号の記入は不要です。	

地方税法第321条の5の2の規定による市・道民税特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。

特例の適用を受けようとする税額	令和 6年 6月分以後の市・道民税特別徴収額							
申請前6ヶ月間の各月末の給与の支払を受ける者の総人員及び各月の支払総金額 (常は常時勤務者、臨は臨時雇用者)	5年12月	常 臨	8 0	1,600,000 0	6年 3月	常 臨	8 0	1,600,000 0
	6年 1月	常 臨	8 0	1,600,000 0	6年 4月	常 臨	8 0	1,600,000 0
	6年 2月	常 臨	8 0	1,600,000 0	6年 5月	常 臨	8 0	1,600,000 0
現に市税の滞納があり、又は最近において著しい納付遅延があり、それがやむを得ない事由がある場合、その事由の詳細								
この申請書の提出日以前1年以内に、納期の特例につきその承認の取消通知を受けたことの有無	有 ・ 無		取消通知年月日		年 月 日			

申請についての説明及び注意事項

申請の承認条件

- 1 給与の支払を受ける者が常時10人未満であること
- 2 市税の滞納や納入の遅延がないこと（やむを得ない場合を除く）
- 3 申請書の提出日以前1年以内に納期の特例につきその承認の取消通知を受けていないこと

以上の条件に該当し、承認を受けた以後に給与の支払を受ける者が常時10人以上となった場合は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければなりません。

●承認を受けた場合、次に掲げる期間中に徴収した税額をそれぞれの期限までに納入することになります

期 間	納 入 期 限
6月分から11月分	12月10日
12月分から翌5月分	6月10日

※市処理欄	処理区分	却下の理由
	承認 却下	

市・道民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

砂川市長 様 令和 年 月 日 提出	申請者	住所又は所在地	〒 ー	特別徴収義務者 指 定 番 号			
		フリガナ		法 人 番 号			
		氏名又は 名 称		担 当 者	所 属		
					フリガナ 氏 名		
			電 話	() ー			

地方税法第321条の5の2の規定による市・道民税特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。

特例の適用を受けようとする税額	令和 年 月分以後の市・道民税特別徴収額							
申請前6ヶ月間の各月末の給与の支払を受ける者の総人員及び各月の支払総金額 (常は常時勤務者、臨は臨時雇用者)	年 月	常 臨	人 人	円 円	年 月	常 臨	人 人	円 円
	年 月	常 臨	人 人	円 円	年 月	常 臨	人 人	円 円
	年 月	常 臨	人 人	円 円	年 月	常 臨	人 人	円 円
現に市税の滞納があり、又は最近において著しい納付遅延があり、それがやむを得ない事由がある場合、その事由の詳細								
この申請書の提出日以前1年以内に、納期の特例につきその承認の取消通知を受けたことの有無	有 ・ 無		取消通知年月日		年 月 日			

申請についての説明及び注意事項

申請の承認条件

- 1 給与の支払を受ける者が常時10人未満であること
- 2 市税の滞納や納入の遅延がないこと（やむを得ない場合を除く）
- 3 申請書の提出日以前1年以内に納期の特例につきその承認の取消通知を受けていないこと

以上の条件に該当し、承認を受けた以後に給与の支払を受ける者が常時10人以上となった場合は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければなりません。

- 承認を受けた場合、次に掲げる期間中に徴収した税額をそれぞれの期限までに納入することになります

期 間	納 入 期 限
6月分から11月分	12月10日
12月分から翌5月分	6月10日

※市 処理 欄	処理区分	却下の理由
	承 認 却 下	

令和6年12月1日以降給与の支払いを受けなくなった(なる)者の届出書

〔提出先 砂川市役所税務課市民税係〕

令和 年 月 日 砂川市長 様	事業所の名称				特別徴収義務者 指 定 番 号		
	同上の所在地				この届出書についての 担当者の氏名・所属等	所属	
	給与支払者の フリガナ 職、氏名					フリガナ 氏名	
給与の支払いを フリガナ 受けていた者の氏名	給与の支払いを受けな くなった(なる)日	左記理由	給与の支払いを受け なくなった後の住所	勤務先が変わった場合の 新勤務先の名称及び住所		摘 要	
	月 日	退職・休職 転勤・死亡					
	月 日	退職・休職 転勤・死亡					
	月 日	退職・休職 転勤・死亡					
	月 日	退職・休職 転勤・死亡					
	月 日	退職・休職 転勤・死亡					
	月 日	退職・休職 転勤・死亡					
	月 日	退職・休職 転勤・死亡					

1. 理由の欄は該当項目を○でかこんでください。

2. 新勤務先の名称は、転勤先で引き続き特別徴収が可能なことを確認できた方のみ記入してください

令和6年12月1日以降

給与の支払いを受けなくなった(なる)者の届出書について

この届出書は、令和7年度特別徴収納税義務者の決定上必要となるものです。

令和6年分給与支払報告書を提出する方のうち、令和6年12月1日以降令和7年4月1日までに退職、休職又は転勤などの理由で、給与の支払がない(なくなる)方の届出を裏面により、令和7年3月31日までに提出願います。(必ず、正規の「給与所得者異動届出書」も一緒に提出願います)

ただし、提出する給与支払報告書で退職を明記した方、すでに特別徴収の給与所得者異動届出書を提出した方は除きます。

この届出書を提出後、4月末日までに転勤・退職などによる異動があったときは、砂川市役所税務課市民税係に至急連絡してください。

代表電話 (0125) 54-2121
直通電話 (0125) 74-4864